

社会心理学研究第3巻第1号
1987年, 29~38

こどもの内在的正義の観念としつけ態度との関係——農村地域におけるケーススタディ

内藤 俊史 (お茶の水女子大学)

Relation between the idea of immanent justice of children and the attitude of care-takers
— in a case of farming area of Japan

Takashi NAITO (*Ochanomizu University*)

The author points that some beliefs about the world are given to children for the attainment of developmental tasks. In this article preliminary studies of children's belief of immanent justice are reported, which were administered to 5-year-olds and 6-year-olds of kindergarten in a farm area of Japan. The results of first two studies showed that more of the older children knew the concept of 'Bachi' (punishment by 'Kami') (study 1) and used this concept to explain the cause of unhappy events which followed wrong acts than the younger children (study 2). Study 3 were conducted to examine the variables which were hypothesized to affect to children's belief of immanent justice; care-taker's tendency of giving reasons with reference to 'Bachi' or outer agents of punishments to children, egocentrism of children, lack of ability to find naturalistic cause, and mode of story ("fact mode" vs. "story mode"). The multiple regression analysis revealed the significant positive effects of age and the variable of care-taker's tendency. The results suggests that the idea of immanent justice might be given by care-takers as one tool of socialization.

Key words : immanent justice, style of discipline, morality, moral development, culture
キーワード : 内在的正義、しつけ、道徳性、道徳性発達、文化的信念

序論

文化に応じて様々な世界観が人々によって保持され、それらがそれぞれの文化において特定の機能を果たしているということは、これまでの文化人類学の成果によって周知の事実である。一方、同じ社会に存在しているこどもの社会の文化が、文化人類学者によって注目され、検討されつつある (例えば、岩田、1985)。

本研究の基本的なテーマは、こどもの文化それ自体の特異性を認めつつ、その「文化」が年齢とともにどのように変容していくのか、そして特に、こどもの「文化」がどのようにおとなによって (あるいは、おとなでさえ意識化されない社会的メカニズムによって)、操作されていくのかという点である。その場合に、次のような問題が生ずる。第1に、こどもがもつ「世界観」ないしは「文化的信念」は何か、それはおとなと異なっているのか。第2に、それらの信念のもつ発達上の機能は何かというものである。

特に、こどもの世界観を問題とする場合、社会化の担い手である養育者によって (意識的とは限らず)、こどもの将来を見通した上で、あるいは現時点での社会的適応のための手段として、ある種の世界観なり信念がこどもに与えられる場合が、しばしば観察される。例えば、

よく知られている東北地方にみられる「なまはげ」という行事は、こどもに「悪い子」、「親の言うことをきかない子」に対して何等かの罰が生ずることをこどもに示す機能をもつ。その他、一般的には、「悪いことに対してばちがあたる」、「努力は必ず報われる」といった概念をあげることができる。それらの「信念」は、かつては昔話等によって、そして現代においてもマスメディア等の媒体を通してこどもたちに与えられている。

それらの信念の特徴として、次のことがあげられる。

- a、一般に、こどもの社会的適応にとって、あるいはその時期の発達課題を達成するために、有効な信念であると考えられていること。例えば、ある特定の技能を習得するための動機づけとして、有効な信念とみなされていること。
- b、それら発達課題の習得の必要性を、おとなと同様の意味で理解するためには、こどもの認知的発達の水準では不十分とみなされていること。
- c、その信念は、いずれこどもの成長とともにこども自身によって否定されたり、何等かの形で変質して保持される場合があること。ある年齢を過ぎてもそれらの信念をもつことは、「こどもっぽい」こととされ、逆にこどもがそれらの信念をもつことは、「こどもらしい」こととして許容される場合があること (親は、青年期前期の

青年に対して「正義は必ず勝つ」という信念を、努めて与えようとするだろうが、成人になっても同様の信念をそのままもち続けることについては、ためらいがあるだろう。

このような枠組は、現代におけるさまざまな問題に対して、新たな解釈を提供するかもしれない。例えば、「根性もの」といわれるテレビ番組等によって、子どもたちのなかに助長されたと考えられるある種の信念は、少なくとも、何等かの発達課題に対して意義をもっていたと考えられる。しかし、それが、子どもたちの「文化」のなかに与えられなくなる（あるいは、受け入れられなくなる）ことによって、かつて提供されていた、発達課題に対する子どもによる動機づけが失われることとなる。あるいは、逆に発達課題自体の変化によって、子どもに与えられる信念が変化をすることも考えられる。

このような枠組からは、基本的に、次のような点に関する研究が求められる。

- 1、子どものもつ信念の性質。
- 2、子どもに対して、どのような形でそれらの信念が与えられるか。
- 3、それらの信念によって、子どものどのような行為が導かれているか（動機づけられているか）。

本稿は、このような基本的な枠組に基づいて試みられた研究の報告である。まず、本研究では、上記の条件を充たすと考えられる子どもにおける「因果応報」の信念に焦点を当てる。その上で、上記の1と2についての知見を得ることを目的としている。

ところで、これまで、子どもにおけるこの種の信念の発達心理学における研究としては、Piaget (1932) による「内在的正義 (immanent justice)」の研究が知られている。内在的正義 (immanent justice) という語は、いわゆる、因果応報という概念と考えてよいだろう。すなわち、悪事に対して災いがその行為者に生じるという観念である。

Piaget (1932) は、道徳判断の発達に関して、4、5歳から11歳のスイスの子どもを対象として様々な側面についての研究を行ない、「他律的道德性」の段階から「自立的道德性」の段階へという発達段階を見出した。その際、道徳性の側面の一つとして内在的正義がとりあげられた。Piagetによれば、「他律的道德性」の段階の年少児は、物理的法則と道徳的規則とを混同し、悪事には必然的に罰が伴うという観念をもつ。しかし、年齢とともに道徳的規則が人間によって構成されたものとして考えられるようになり、内在的正義の観念は減少するとされる。

Piagetによる研究以後、内在的正義についての研究がいくつかなされている。それらの結果からは、次のことが示唆されている（研究の展望として、内藤、1986を参

照）。

1、西欧における研究では、内在的正義の信念は年齢とともに減少することが示されている (Medinnus, 1959; Johnson, 1962 等)。

2、いわゆる科学的な説明を獲得することによって、内在的正義に基づく説明は減少する（例えば、伝染病の概念に関して、Kister and Patterson, 1980）。

3、非西欧文化圏での研究では、年齢による内在的正義の信念の減少がみられないという結果が見出された (Havighurst and Neugarten, 1955)。しかし、さまざまな文化的信念、例えば「神の意志」、「魔術」等の反応を除外した場合に、内在的正義による回答は年齢とともに減少するという結果が得られている（ガーナにおける、Jahoda, 1958）。しかし、そのことは、逆に文化的信念の関与を意味している。

本研究は、ある特定の地域（東北地方の一農村地域）において、子どものもつ内在的正義の信念に関する実態を調べ、一方で、それに関連する養育者のしつけの型を調べることを目的としている。この地域を対象とした理由は、都市と比べた場合、神仏に関する行事がより明確な形で行われていることが予想され、子どもに対してばち等を用いた理由づけが行われやすいと考えられたためである。

予備的調査 1

目的

子どもにおける内在的正義の信念を調べる前に、子どもがどの程度、「ばち」、「鬼」、「神さま」といった概念を知識としてもつのかを調べる。

方法

被験者は、福島県内の農村地域における村立幼稚園の年長組（6歳児）12名、年中組（5歳児）24名である。実験者は著者である。当村における該当児のほぼ全員が当幼稚園に入園している。それらの園児に対して、以下の質問を個別に行なった（各年齢群で男女半数）。

- 質問1 ばちという言葉聞いたことがある？
- 質問2 鬼という言葉聞いたことがある？
- 質問3 本当に鬼はいると思う？
- 質問4 神さまという言葉聞いたことはある？
- 質問5 神さまって、本当にいると思う？

結果および考察

それぞれの質問に対する回答頻度は、Table 1に示されている。6歳児と5歳児とで、差異がみられたのは、質問1のばちという言葉聞いたことがあるかどうかについての質問に対する回答であり、6歳児においては、ばちという言葉に触れる機会が多いことを、示唆している (Fisherの直接確率法により、 $P = .038$ で5%水準で統計的に有意)。

Table 1: 予備的調査1における回答分布
(5歳児24名、6歳児12名。カッコ内は百分率)

		5歳児	6歳児
ばち	聞いた	9(37.5)	9(75.0)
	鬼	聞いた	19(79.2)
	いる	11(45.8)	4(33.3)
神さま	聞いた	18(75.0)	12(100.0)
	いる	17(70.8)	10(83.3)

予備的調査2

目的

Piagetの研究(1932)と同様の課題を用いて追試し、内面的正義の観念の存在を確認する。

方法

被験者は、予備的調査1と同じ幼稚園の園児20名である(5歳児、6歳児各10名で男女半数ずつ)。調査は個別的に著者が行ない、以下の話を被験児に聞かせ質問をした(同時に3枚の絵を提示)。こどもが話を理解したかどうかを確認するたに、後述の質問1を行ない「うそをついた」、「ケーキをひとりで食べた」という回答が得られるまで話を繰り返した(結果的に最高で2回、話を繰り返した)。Piagetの場合と比較して、話の内容は異なるが質問2と3は、Piaget(1932)によって用いられたものを採用した。

「太郎君は、お友だちのひろし君と後で遊ぶことになっていました。お母さんは、言いました。「ひろし君と1つずつケーキをたべなさい」。お母さんはそういつてでかけました。太郎君はひろし君と遊びました。少したって、ひろし君は「おなかですいた」といいました。太郎君は、「家には何もありません」といいました。そして、ひろし君が帰ってから1人でケーキを2つ食べました。その後で、太郎君が歩いていたら、木から木の実が落ちてきて、太郎君の頭にはぶつかりました。」

質問1 太郎君は、何か悪いことをしましたか?

質問2 どうして、木の実が落ちてきたのかわかりますか?

質問3 (もう一度、話を始めから話し)、このときおかしなことをしましたか。そのときは、木の実は落ちてきましたか?

一般質問1 ばちがあたると聞いたことがありますか?

2 ばちがあたるとするのは本当だと思いますか?

3 鬼(またはえんま様)に舌をぬかれると聞いたことはありますか?

4 鬼(またはえんま様)は本当にいます

か?

5 どこにいますか?

6 嘘をついてもみつからないで叱られないことはありますか?

7 あなたは、いつも誰と遊んでいますか?

8 ——ちゃん(前問の答のこどもの名前)に嘘をつかれたことはありますか?

9 (被験者の名前)ちゃんは、——ちゃん(友だちの名)に嘘をついてしまったことはありますか?

結果および考察

各質問に対する回答頻度は、Table 2に示されている。

第1に、約70%のこどもは、「嘘をつくとはちがあたる」ということを聞いたことがあると答え、また「舌をぬかれる」ということを聞いたとするこどもは約60%みられた。したがって、少なくともそれらの文化的な概念がこどもに与えられていることを示している。この結果は、予備的調査1とほぼ同じであり、その結果を裏付けている。

第2に、Piagetによる結果と同様に、ばちを含めて災いの原因を悪事に帰する反応がかなりを占めている。また、悪事をしない場合に災いは生じないとする反応も同様である。したがって、Piagetの見出した結果自体は、当該の年齢児においても確認された。しかし、質問1に対する回答のなかで自発的に「ばち」に言及する者が5名みられ、それらはすべて6歳児であった。そして、年齢とばちの自発的言及とは5%水準で有意な関係がみられた(Fisherの直接確率法により $P = .0163$ で5%水準で統計的に有意)。

一方、悪事をしてはならないという意識が、どの程度「ばち」や「鬼」といった文化的概念に基づいているのかということが問題となる。今回の調査では、この点に

Table 2: 予備的調査2における回答分布(各10名)

質 問	回 答	5歳児	6歳児
災いの理由	悪事の指摘	6	3
	ばち	0	5
	その他	1	0
	わからない	3	2
悪事をしない場合	災いなし	6	6
	あり	3	4
	その他	1	0
ばちあたる	聞いた	7	8
	ほんとう	7	7
舌をぬかれる	聞いた	6	6
	ほんとう	4	4
嘘がしかられないこと	あり	5	6
	嘘をついたこと	2	2
友がついたこと	あり	2	2

については検討し得なかった。すなわち、今回の調査では、その場合の規範意識を測定するための質問（一般的質問 8 および 9）に対する回答にちらばりが少なく、その点を検討することができなかった（なお、自分と友だちの両者が嘘をついたことがあると答えた 4 名の反応の特徴は、全員が嘘をついても叱られないことがあるという反応をすることである（この 4 名と他のこどもの間で反応分布を検定したが、Fisher の直接確率法において $P = .068$ であり、有意水準 5 % で有意に近かった）。

ところで、予備的調査 1 において、「ばち」という言葉を知っていたものは、6 歳児に多かったことは、予備的調査 2 において自発的に「ばち」を指摘する反応が、6 歳児に多いという結果と一貫している。しかし、直接的な「ばちということを知ったことがあるか」という質問に対しては、予備的調査 1 と 2 とでは異なる結果が得られた。すなわち、予備的調査 1 では、年齢差がみられたが、2 では差はみられなかった。その解釈にはさまざまなものが考えられる。一つの解釈は、「ばち」という説明原理は、6 歳児においては容易に用いられるように習得されているというものである。その結果、予備的調査 2 のように具体的な場面が示された後には、5 歳児においても「ばち」という言葉を想起することが容易になったと解釈し得る。しかし、それを説明のために自発的に用いることは、それ以上の習熟が必要であると考えられる。

いずれにせよ、予備的調査 1 および 2 によって、「ばち」という概念が、6 歳児においてより習熟された形で保持されていることが示唆される。そのことは、この時期において、Piaget のいう内在的正義の信念は、「ばち」という概念によって、より一層強固な形で保持されることを示唆する。そこで、これらの予備的調査をふまえて、「ばち」が当たることを示すようなしつけ方略と、こどもの内在的正義との関係を調べるための調査を行なった。

調査 こどもの内在的正義の信念としつけ方略との関係

目的

本調査の目的は、こどもの内在的正義の信念の要因を調べることである。ここでは、次の 3 つの要因を想定して調査を行なった。第 1 に、こどもは、いわゆる科学的な原因を、その状況でみいだすことができず、結果的に、顕著な刺激である悪事に原因を帰属させる傾向があるというものである。すなわち、災いの原因として悪事以外の事象を認知し得るかという要因である。また、第 2 の要因は、ばち等の説明原理（文化的な信念）が養育者によって与えられていることである。第 3 の要因は、調査で被験者に話が提示される状況が、いわゆる「お話」という文脈であるということである。例えば、Gelman 他（1978）は、こどものアニミズムが、「お遊び」（ここで

いう「お話」に対応すると考えられる）というモードにおいて多く出現するものであることを指摘している。実際、その指摘を待つまでもなく、成人でさえ「お話」というモードにおいては、動物が話をすることに異を唱えることはないだろう。

また、補足的に、次の点も検討の対象とした。すなわち、Jahoda（1958）は、Piaget による内在的正義の研究を追試検討する際、こどもが果たしてアニミズムの世界観をもっているのかを検討することが、必要であるとしている。というのも、Jahoda の解釈では、こどもによる内在的正義は、アニミズムの世界観をもち、事物がすべてを知っていて悪を罰すると考えることによるとみなされるからである。本調査では、この点に関連して、幾つかの質問項目（後に示す「視点の混同」と「アニミズム」）を加えた。

第 2 の要因（しつけ方法）については、養育者に対する質問紙法の調査が行なわれた（内藤、1986 に報告）。その結果、「ばち」や「おばけ」といった超自然的なものによるしつけ方略のみではなく、他の外的な主体に言及するしつけ（例えば「消防の人に叱られますよ」）を含む成分が見出された。

すなわち、Table 3 に示されている A から E までの 5 つのしつけカテゴリーをまず設定した。次に、5 つのしつけ場面においてそれぞれのカテゴリーに属する選択肢のうちのひとつを選択するように養育者に求め、それらの回答にもとづいて数量化 3 類による分析を行った（林・鮎戸、1976）。その結果、第 2 成分として「超自然的理由づけ」と「叱責の指摘」の反応項目にプラスのカテゴリーウェイトをもち、「こども自身の直接的な利害の指摘」と「養育者の心理的訴え」にマイナスのカテゴリーウェイトをもつ成分が見出された（Table 3）。この成分は、「外的な主体による応報を指摘する説得方略」の成分として解釈された。

したがって、本調査では、しつけ要因として、より一般的な「外的な主体による応報を指摘する説得方略」というしつけ要因を設定することにした。このしつけ要因は、「ばち」や「おばけ」といった超自然的な文化的な信念に限らず、一般的に悪事が何者かによって罰せられるという概念をこどもに与えると考えられる。

方法

被験者 上記のしつけ調査において養育者よって回答の得られた 96 名のこどもから、無作為に 5 歳児、6 歳児、各 14 名（男女各 7 名）合計 28 名を抽出し、それらのこどもに対して、以下の質問を個別に行なった。それらは、ほぼ、Piaget（1932）によって用いられた課題と同様である。

実験者 調査の目的について知らない調査者（女性）によって行なわれた。

Table 3: しつけ項目における各選択肢のカテゴリウエイト

場面の No 及び選択肢	第 一 成 分	第 二 成 分	第 三 成 分
A 超自然的理由づけ			
1 えんまさま	-1.147	1.916	.062
1 ばちがあたる	.023	.619	-3.021
2 ばちがあたる	1.396	1.107	.369
3 おばけがでる	.090	1.501	.986
4 火遊び——おねしょ	-1.418	.471	.975
5 おばけがでる	-.240	3.333	-1.001
B 叱責の指摘			
1 父からの叱責	-.621	-.914	2.495
2 お寺の人の叱責	-.612	1.025	-.496
3 おこりますよ	-1.718	1.240	-2.275
4 消防の人の叱責	-.749	1.222	-.379
5 家にいけません	2.215	1.386	.615
C こども自身の直接的利害の指摘			
1 みんなからさらわれる	.465	.141	.469
2 あぶない	-.371	-1.196	.088
3 あした起きられない	.874	-.302	-.288
4 やけどをする	.243	-1.240	-.817
5 帰れなくなる	-.963	-.115	.001
D 養育者の心理的訴え			
1 きらい	-.748	-2.395	-.846
2 お母さんがしかられる	.380	-1.782	-2.167
3 私がねられない	-1.594	-.383	1.508
4 お母さんがしかられる	3.393	.941	-1.865
5 みんなで心配	1.478	-.807	-.462
E 他のこどもたちとの比較			
1 あなただけ (選択0)			
2 あなただけ	-.274	-1.073	2.639
3 こどもは皆ねている	.510	.115	1.594
4 そのようなことは誰もしない	1.576	.826	1.650
5 そのようなことは誰もしない	-.103	-.206	1.213
固 有 地	.419	.342	.322

提示材料 主人公が悪事の後に危害を受ける2つの話を作成した。1つは、Piagetによって用いられた話若干の変更を加えたもので(課題1)、他方は、火遊びをしたこどもが翌朝おねしょをするという話(課題2)である。また、それぞれ、3枚の絵が説明に用いられた。一方、要因の3を調べるために、2種類の話のタイプを設定した。すなわち、「お話」タイプと「現実」タイプの材料である。前者は、「動物村の話」として被験者に提示され、また話に登場するものは、動物である。後者は、「これは、S(実際の地名)の町であった本当のお話」として提示され、登場人物は人間とした。

以下に、「お話」タイプの課題1を示す。

「これからお話をします。よく聞いてください。動物村のお話です。ある所に、おさるのおかし屋がありました。あるとき、こどものたぬきのポン君とうさぎのピョン君がいました。そこには、二人の好きなおかしがあり

ました。たぬきのポン君は、誰もそこにはいなかったもので、そのお菓子をポケットに入れて帰りました。うさぎのピョン君は、それを見ていませんでした。たぬきのポン君が帰るとき、木の下を通りました。その時、木から大きな木の実が落ちてきました。そして、たぬきのポン君に当たりました」。それぞれの場面について、6つの質問項目を設定した。

質問1 どうして木の実が、落ちてきたのかわかる?

質問2 もしも、ポン君がおかしをとらないで、木の下を通ったときは、どうなったと思う? やはり、木の実は落ちてきた?

質問3 ポン君はおかしをとりましたね。おかしをとったことをポン君のお父さんは知っていましたか? それとも知っていなかったかな?

質問4 ピョン君は知っていたかな?、それとも知っていなかったかな?

- 質問5 木はポン君がおかしをとったことを知っていましたか？、それとも知ってはいなかったかな？ 木が知っていたというのは変かな？
- 質問6 ピョン君は、何もとりませんでしたね、ピョン君は帰りの途中で木の下を通りました。その時おおきな木の実が落ちてきました。そしてピョン君に当たりました。どうして木の実が落ちてきたのかわかる？

結果

こどもに対する質問より得られた回答に基づいて以下のような方針で数値化した。

各被験者について、2つの課題でそれぞれ6つの質問がなされ、計12の解答が得られた。それらについて、以下の基準で得点を与えた。

- 質問1 悪事に原因を帰属させる反応に1点（ばちの言及を含む）
- 質問2 悪事をしない場合に危害を受けないとする反応に1点
- 質問3 話にでてこない父親が知っているとする反応に1点
- 質問4 そばにいたが悪事を知らないはずの登場人物が、知っているとする反応に1点
- 質問5 災いの主体（アニミズムに基づく意味）である木（課題1）や月（課題2）が、悪事を知っているとする反応に1点
- 質問6 悪事をしていない登場人物に同様の危害が生じたとき、その原因として、何等かの事柄をあげることができたときに1点（例えば「木の実が重かった」等、「偶然」という答も予測したが、それは得られなかった）

質問1、2は、内在的正義の変数、質問3、4は、視点の混同あるいは未分化の変数（「世界はすべてを知っている」）、質問5は、アニミズムの変数、質問6は、内在的正義による説明以外の説明の能力の変数である。

それらから、6つの変数を構成した。すなわち、課題（話）1と2で各質問の得点を加算し、それぞれの質問番号に応じて変数を設けた（各条件における各変数の平

均得点は、(Table 4を参照)。さらに、既に得られている、各被験児の養育者のしつけにおける「外的制裁の指摘」の成分得点（第2成分）を、しつけのタイプの変数として用いた。一方、質問3において、視点を混同する被験者は少数であったので（全反応の0.71%）、分析ではとりあげない。なお、内在的正義の変数の1と2については、前者が言語的な説明に関するものであり、後者はそれを必要としない内在的正義の信念として、ここでは位置づける。その上で以下の分析を施した。

1 内在的正義の変数1に対する6つの独立変数による重回帰分析

内在的正義の変数1を従属変数とし、内在的正義の要因として設定された以下の変数を独立変数として、重回帰分析を行なった。すなわち、「視点の混同」、「アニミズム」、「他の原因の指摘の可能性」、「しつけ」（上記の「外的制裁の指摘」の成分得点）、「話のモード」である。「話のモード」は、お話モードの場合に1を与え、現実モードの場合に0を与える変数とした。さらに、それらの変数に月齢を加えた。それらの変数相互の相関係数は、Table 5に示されている。

重回帰分析の結果は、Table 6に示されている。Table 6からは、年齢要因が他と比べて、きわだって大きな要因となっていることが示されている。すなわち、重回帰式において5%水準で有意であった偏回帰係数は、年齢要因のみであった（ $F = 5.630 > F_{1,21} (0.05) = 4.325$ ）。また、他の5つの独立変数の影響を除去した場合の偏相関計数は、.460であり、他の変数と独立に寄与している。しかし、この年齢要因は、年齢が高い程、内在的正義の反応が増加するというものであり、Piagetによる結果に反するものである（Table 4）。しかし、この年齢要因がどのような内容を意味しているのかは、今後の検討課題として残されている。

2 内在的正義の変数2に対する6つの独立変数による重回帰分析

従属変数として内在的正義の変数2を用いて、1と同様の重回帰分析を行なった（Table 7）。その結果、1の場合と異なる点は、年齢要因ではなくしつけ要因との

Table 4：年齢及び話のタイプ別の平均得点分布
(2課題の得点の合計。最大値は2.00)

変数	5 歳 児		6 歳 児	
	「現実タイプ」	「お話タイプ」	「現実タイプ」	「お話タイプ」
1 内在的正義	.71	.43	1.43	1.14
2 同	1.29	1.00	1.14	1.43
3 視点の混同	.00	.00	.29	.29
4 同	.29	.71	.29	.57
5 アニミズム	1.14	.86	1.14	.86
6 他の原因帰属	1.29	.86	.86	.71

Table 5: 各変数間の相関係数 (r) (n=28)

変数	2	4	5	6	しつけ変数 (第2成分)	月齢	話のモード
1 内在的正義	.188	.074	.279	-.167	.043	.408*	-.179
2 同		.061	.000	-.185	.441*	.206	.000
4 視点の混同			.394*	-.380*	-.119	.038	.316
5 アニミズム				.264	-.049	-.028	-.178
6 他の原因の指摘					-.252	-.271	-.170
しつけ変数 (第2成分)						-.122	.089
月齢							.089
話のモード							

注1) 話のモード変数は、「お話モード」に1、「現実モード」に0を与えた。

注2) *は5%水準で有意。

Table 6: 内在的正義の変数1を従属変数とした場合の重回帰分析の結果

変数	標準偏回帰係数	偏相関係数	F	値
4 視点の混同	.064	.059		
5 アニミズム	.252	.248		
6 他の原因の指摘	.057	.059		
しつけ変数 (第2成分)	.167	.176		
月齢	.467	.460	5.630*	
話のモード	-.211	-.214		

重相関係数 (R) = .549

* 5%水準で有意、 $F_{21}^1(.05) = 4.325$

Table 7: 内在的正義の変数2を従属変数とした場合の重回帰分析の結果

変数	標準偏回帰係数	偏相関係数	F	値
4 視点の混同	.019	.018		
5 アニミズム	.008	.008		
6 他の原因の指摘	.007	.006		
しつけ変数 (第2成分)	.495	.460	5.649*	
月齢	.277	.288		
話のモード	-.102	-.103		

重相関係数 (R) = .523

* 5%水準で有意、 $F_{21}^1(.05) = 4.325$

関係が大きいという点である。すなわち、重回帰式において5%水準であった偏回帰係数は、しつけ要因のみであった ($F=5.649 > F_{1,21}^1(0.05) = 4.325$)。また、他の変数の影響を除去した場合の偏相関係数についても同様の傾向がみられた (偏相関係数、.460)。したがって、内在的正義の変数2については、「外的な主体による制裁の指摘」というしつけ方略が、他の変数と独立に影響していることが示された。

1および2の結果からは、想定された他の要因の効果は、明確な形では認められなかった。しかし、以下の点は、今後の研究のために指摘すべきであろう。第1に、統計的に有意な結果は得られなかったが、「アニミズム」および「他の原因の指摘」という変数は、内在的正義の変数と、予測された方向の関係がある程度もつことが示

されていることである (Table 5)。第2に、もっぱら Piaget による研究以後用いられてきた内在的正義についての質問1と2の間で、.188という低い相関しか得られなかったことである。第2の点は、「内在的正義の信念」を測定する際の問題として、今後検討すべき問題である。質問1と2に対して回答する際、異なる認知的過程が介在していると考えられるべきかもしれない。そして、その上で、様々な要因との関係があらためて問題となろう。

補足的調査 内在的正義の反応と会話の文脈

目的

以上の調査で問題となることは、得られた回答がおとな (実験者) との会話におけるものであり、そこでは、おとながこどもに教訓を与えるという「教訓」の会話のコンテキストが設定されているのではないかということ

であろう。前記の調査で、「お話」と「現実」という話のモードの間で、内在的正義の反応に差がみられなかった。しかし、いずれの場合も、おとなによる「教訓」というコンテキストが形成されていたことが考えられる。これまでの調査の結果を解釈する上で、この点を確認する必要がある。しかし、調査をおとなが行なう限りでは、その点の直接的な検討が困難と考えられたので、ここでは、より「教訓」的な設定によって、内在的正義の反応が増加するかどうかを調べた。

方法

被験者 前記の幼稚園児40名（5歳児、6歳児、各20名で、男女半数）。

提示材料 前記の調査において用いられた課題1（「現実」タイプ）に変更を加えたものを用いた。主な変更は、提示する話のなかに「木の実がいまにも落ちそうでした」という、悪事以外の原因帰属を容易にするとされる内容を加えたことである。その理由は、内在的正義の反応に対して、「他の原因の指摘の可能性」の有無が若干影響することが認められたので、あらかじめ原因帰属を容易にする内容を加えることによって、この要因をある程度統制するためである。質問項目は、前記の調査における質問1と同様である。

手続 実験者は筆者である。2つの要因を設定した。第1の要因は、この調査における主たる要因であり、話のコンテキストの要因である。それは、2種類の教示によって区別した。すなわち、話を聞かせる前に、「悪い子とは、どのようなこどもだと思う？」という質問をし回答を求める群（「教訓群」）と、「——ちゃん（被験者の名）は、どんな遊びが好き？」という質問をし回答を求める群（「お話群」）である。第2の要因は、前記の内在的正義による回答を阻むと考えられる「木の実がいまにも落ちそうでした」という内容を、話の前半で述べる群と最後に述べることによって強調する群である。第2の要因は、単に、提示された刺激内容の顕著さによる回答の差異を検討するために設けた。その上で、被験者を年齢、性を均等にして各条件群に割り当てた。

結果および考察

被験者による回答を、内在的正義による反応とそれ以外の反応とに分類し、2つの要因の効果を検討した。その結果、第2の要因（内在的正義の反応を阻む情報の提示位置）については、ほとんど差異が見出されなかった（Table 8）。そこで、第2要因を無視し、第1要因

（「教訓群」対「お話群」）と内在的正義の反応の4分割表に基づいて、比率の検定を行なった結果、5%水準で有意であった（Fisherの直接確率法、 $P = .024$ ）。すなわち、内在的正義による回答は、「教訓群」においてより多くみられた。

この結果は、これまで得られた結果を解釈する際、こどもの回答をそのまま、こどものもつ信念一般として考えるべきではないことを示唆している。すなわち、それらの結果は、こどもとおとなの「教訓」モードの成立を考慮しなければならないことを示唆する。

一般的考察

本稿では、東北地方における一農村において、こどものもつ内在的正義の信念あるいは因果応報の信念を調査した。そして、内在的正義の反応の要因を検討した。その結果、内在的正義の反応は、その状況で災いを起こした事物が悪事を「知っていた」とするアニミズムや、悪事以外の原因を指摘できるかどうかとは、有意な関連がみられなかった。むしろ、内在的正義の反応は、外的な応報を指摘するしつけ方法と有意な関連があることが示された。したがって、内在的正義の観念が、ある程度、おとなによって与えられるものであることが示された。

しかし、本稿における一連の調査で指摘しなければならない問題点は、内在的正義の測度の妥当性である。本調査の質問1と2とで異なる結果が得られたこと、また補足的調査の結果、「教訓」モードにおいて内在的正義の反応が多くみられたことは、測度の妥当性の問題としてとらえられる（加えて、調査で用いることができたのは僅かに2つの話であり、その意味でも妥当性の問題はあるが）。しかし、これらの結果は、単に内在的正義の信念の有無という形でこどもをとらえることが不適切であることを意味しているとも考えられる。むしろ、単に、「内在的正義の信念」の有無というカテゴリーではなく、こどもの心理的構造における内在的正義の信念のありかたをより精確に表現することが今後必要であろう（例えば、「教訓モード」において内在的正義の信念をもちつつ、実際の状況では異なる判断をすることの記述等）。

したがって、例えば、実際に内在的正義の信念によってどのような行動がこどもに動機づけられるかという新たな問題を検討しようとする際、今回の調査で測定された「内在的正義の信念」が、直接的に関連するとは限らない。また、その点で、本稿の一連の調査で得られたこ

Table 8: 話のモード（教示による構え）の操作による内在的正義の反応数（5歳児、6歳児、各20名）

話のモード	5歳児				6歳児			
	教前	訓後	お前	話後	教前	訓後	お前	話後
「科学的」原因の提示位置	4	1	0	2	2	3	0	1

どもの内在的正義の信念に関する結果は、少なくとも、おとなである調査者とこどもとの相互作用のありかたを示すものであり、また、それはある特定の質問によって得られたものと解釈すべきであろう。

ところで、序論で述べた一般的枠組の下に考えた場合、いくつかの重要な問題が残されている。第1に、こどもの成長とともにしつけの方略（ばちや「お化け」の指摘）、いいかえれば、「こどもに与えられる信念」はどのように変容していくのかという問題、第2に、年齢とともに、ばち等の概念に対するこどもの態度やその発達上の意義はどのように変化をするかという問題、第3に、養育者自身の信念とこどもに与える信念との関係である。今回とりあげた因果応報の信念についていえば、いくつかの調査によれば、おとなでさえ、因果応報や「ばち」の存在に対して肯定的な回答が多く得られている（NHK放送世論調査所、1984等）。それでは、それらの信念は、こどものもつ信念と同一とみなし得るのだろうか。これらの点は、今後の検討課題として残されている。

本稿で報告した結果は、以上の点からも、今後の研究のための「発見的価値」をもつものあるいは問題を提起するものとして位置づけられる。その意味で、いくつかの示唆を以下にあげる。

本研究では、Piagetによる研究を基礎としたが、Piagetによる研究結果と異なる結果が得られた。すなわち、5歳児から6歳児にかけて、災いに対する原因帰属として悪事を指摘する（ばちの指摘を含む）反応は、6歳児において比較的多くみられた。これらの結果は、Piagetによる研究結果と相反するものである。

本研究の出発点となる基本的な枠組は、Piagetとは異なっている。すなわち、ある信念がこどもに与えられ、それが発達上、何等かの機能をもつというものである。その意味では、6歳児により多くの内在的正義の反応が見出され、また、自発的にばちに言及するものが多いという結果は、この時期に「ばち」等の文化的概念がこどもによって習得されることを示唆する。しかし、その場合、ばち等の概念の背景にある宗教観を検討する必要があるだろう。例えば、Piaget (1932)の研究においても神に言及する反応は見出されている。しかし、キリスト教の全知全能の神に言及したしつけと、日本における多神論的な宗教観に基づいたしつけの場合とでは、こどもに与えられる信念は異なることも予想される。「古事記」に現れる日本における神々が、必ずしも常に正義をになうものではなく、まさに人間的な神々であることは、繰返し指摘されてきた。このような点からは、神仏によるばちは、必ずしも道徳的な正しさとは、一義的に結びつくとは限らないことが予想される。調査の際に、一人の園児は、「死んだ虫をひろったとき、ばちが当たる」と

述べた。それに対して「そういうことをした子は悪い子？」という質問をしたところ、「悪くない」という答が得られた。この回答は示唆的である。すなわち、ばち等を通じてこどもに与えられる世界観は、実は内在的正義という世界観ではなく、「正しさ」とは無関係に、世界が他の何ものかによって支配されているという世界観である可能性がある。

このような点を考えると、以下の点も今後の研究にとって示唆的である。すなわち、「ばち」の指摘に限らず外的な主体による罰の指摘を含むしつけ方略が、こどもの内在的正義の信念に寄与することが示されたことである。そのことは、日常観察される現象を想起させる。すなわち、こどもを叱る際に、他のおとな等によって叱られることを指摘するしつけ方略である。この種の説得の方法は、おとなの集団のなかでも、集団内における感情的な対立を避けるために、集団外における止むを得ない事情例えば（集団の外での規範や事情）を指摘するという形で一般的に用いられていると考えられる（その意味では、内在的正義の信念は、その時期固有のしつけ方略によって影響されるというよりも、一般的な日本の社会集団における集団内の維持を目的とした説得の方略を基礎として、その上で「ばち」などの概念によって、影響されるといった方が正確かもしれない）。

本研究では、一地域において、こどもに与えられる一つの信念としての「ばち」に注目し、Piagetのいうこどもの内在的正義に対するこの信念の影響を調べた。しかし、本稿で提起したい問題は、「ばち」という概念のもつ、発達上あるいは適応上の意義に限られるのではない。むしろ、各地域のこどもたちあるいは他の年齢のこどもたちに応じて与えられるさまざまな信念（あるいは世界観）の意義の検討である。本研究は、その意味でも、今後の研究にひとつの示唆を与える上での事例報告として意義があると思われる。

〔謝辞〕調査に協力して頂いた泉崎幼稚園の園児および先生方に感謝する。また、本稿の作成の過程で、適切な指摘を頂いた本学会の先生方に感謝する。

引用文献

- Gelman, R., Spelke, E. and Meck, E. 1983 What preschoolers know about animate and inanimate objects. In D. Rogers (Ed.), *The development symbolic thought*, Pp. 297-326. Plenum; New York.
- 林知己夫・鮑戸弘編, 1976, 多次元尺度解析法, サイエンス社.
- Havighurst, R. J. and Neugarten B. L. 1955 *American Indian and white children*. The Uni-

- versity of Chicago Press; Chicago.
- 岩田慶治編著, 1985, 子ども文化の原像——文化人類学的視点から——, 日本放送出版.
- Jahoda, G. 1958 Immanent justice among west African children. *The journal of Social Psychology*, 47, 241-248.
- Johnson, R. C. 1962 A study of moral judgments. *Child Development*, 33, 324-354.
- Kister, M. C. and Patterson, C. J. 1980 Children's conceptions of the causes of ill: understanding of contagion and causes of immanent justice. *Child Development*, 51, 839-846.
- Medinnus, G. R. 1959 Immanent justice in children: review of literature and additional data. *The journal of Genetic Psychology*, 94, 253-262.
- 内藤俊史, 1986, こどもの因果応報の信念に関する研究, お茶の水女子大学人文科学紀要, 第39巻, 153-170.
- NHK 放送世論調査所, 1984, 日本人の宗教意識, 日本放送出版協会.
- Piaget, J. 1932 *The moral judgement of the child*. Routledge and Kegan Paul: London.
- (1987年3月27日受稿 6月17日受理)